

# 第2章 津山市の文化財の概要

## 文化財の種類

文化財保護法でいう「文化財」とは、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型をいう。これは指定等の有無を問わない。これとは別に、土地に埋蔵されている状態にある「埋蔵文化財」、文化財の保存のために欠くことのできない製作・修理等の伝統的な技術である「選定保存技術」の2種類が保護の対象であり、6類型の文化財と2種類の保護の対象を「文化財」として位置付けている。

平成31(2019)年4月の文化財保護法改正では、これまで価値づけが明確ではなかった未指定を含めた有形・無形の文化財が、保存活用地域計画により位置付けられることとなった。

## 01 本地域計画における文化財の考え方

文化財の保存・活用を行うにあたり、基本的な考え方として、文化財保護法の制度を基本として、次のとおり分類する。

### 1) 指定文化財

規制と保存を基本とした活用を行うもの。

### 2) 選定文化財

選定は、地方公共団体による申し出を受けて、重要文化的景観や重要伝統的建造物群保存地区に対して行われ、法令（文化的景観）、法令及び条例（伝統的建造物群保存地区）によって、規制がなされる。また、文化財保存技術は法令により保護に関する規制がなされるもの。

### 3) 登録文化財

緩やかな規制による活用を基本とした保存を行うもの。

### 4) 未指定文化財（価値づけができていない文化財）

十分な調査ができていない等各文化財が抱える課題を明らかにして、地域住民、研究者および市が協力して価値づけを行うとともに、その情報を共有するもので、保存・活用方針により、次の3つに分類する。

#### 4)－1 指定・選定・登録を目指すもの

学術的価値を明らかにして文化財指定・選定もしくは文化財登録を行うもの（指定等しなければ保存活用できないもの）。

#### 4)－2 所有者等の自主的な保存・活用を行うもの

ある程度の改変を受入れ、所有者等の自主性・主体性を重視した運用を行うもの（指定し

なくても現状で保存・継承・活用できるもの)。

#### 4)－3 保存・継承・活用方法が未定のもの

これまでの調査により多くの文化財が把握されており、今後の調査により、さらに多くの文化財が把握されと考えられる。ただし、これらの文化財すべてを行政が積極的に保存・継承・活用策を講じることは、絶対的な数量の問題以外にも様々な要因があり極めて困難である。当面は所有者・地域に運用を委ねるが、共同で保存・継承・活用する方法が見出せば、積極的に市民との協働により可能な限り多くの文化財を保存・継承・活用していくことを目指すもの。

#### 5) 文化財の類型にあてはまらないものの扱いについて

津山市の歴史文化を体現するものとして重要な意味を持つが、文化財の類型に当てはめることが適当でないものの扱いについては、提案、評価、決定（決定後の）保存・活用の手続について検討し、制度化を目指す。

## 02 津山遺産

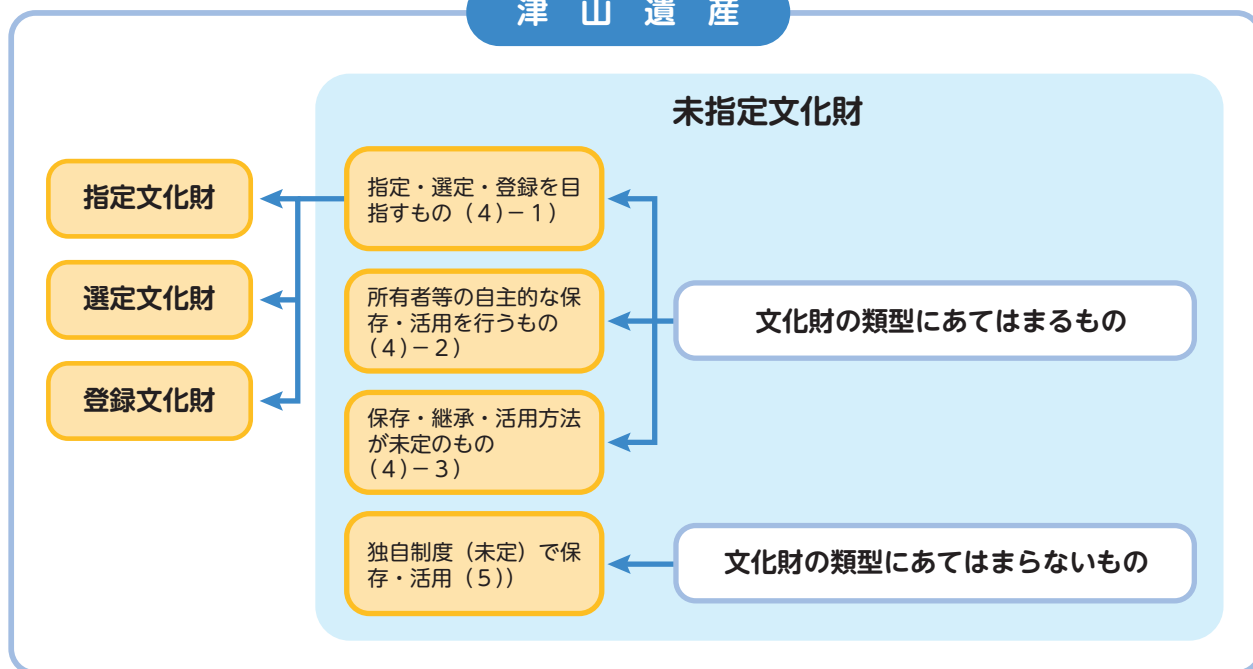
過去から現在に至る地域住民の営みによって生み出された、有形・無形の全ての文化財（前項の1）～5））を「津山遺産」と定義する。

津山遺産と定義することで、地域の歴史的経緯や風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財を関連文化財群としてひとまとめにすることが可能となる。そして、それらの活用を図り、情報発信や人材育成、環境整備等の取り組みを効果的に進めていき、最終的に地域の活性化を目指すこととする。ただし、事業の実施にあたっては、文化財の本質的な価値を十分に担保した上で行うものとする。

津山遺産を定義することで、主に次の効果を想定している。

- ① 地域に点在する文化財の把握と関連文化財群設定によるパッケージ化による保存と活用の推進
- ② ストーリーを軸とした戦略的で効果的な国内外への情報発信
- ③ 地域のアイデンティティの再認識

## 津 山 遺 産



### 03 指定・選定・登録文化財と未指定文化財

#### (1) 文化財の概要と特徴

津山市の文化財は考古資料から近代建築まで多岐にわたる。

美作国成立以前は山陰と山陽の結節点として栄え、美作国成立後は美作国の中心として、さらに中世以降は守護所が置かれ、近世には津山藩の城下町として栄え、近代には岡山県北部最大のまちとして現代に至っている。その中で特筆すべきは大規模な城下町でありながら第二次大戦中に空襲を受けておらず、多くの文化財が現代まで伝えられていることである。

文化財の種類も建造物・工芸品・彫刻・絵画・考古資料・歴史資料・古文書・史跡・名勝・天然記念物・有形民俗文化財・無形民俗文化財・無形文化財・伝統的建造物群保存地区と多く、特に古墳・城跡等の史跡、社寺建築などの建造物の数が卓越している。

市内の古墳は、山間を縫うように流れる中小河川流域に形成された小規模な平野部を見下ろす位置に造られている。津山市を含む美作地域には、消滅したものを含め前方後円墳と前方後方墳が約 60 基確認されており、この中で最大級のものの 1 つが史跡美和山古墳群中の 1 号墳(墳長 80m) である。6 世紀後半ごろになると、横穴式石室を持つ径 10m ～ 20m 程度の小円墳が平野や川の流域ごとにまとまって造られるようになる。特に津山市南西部の佐良山地区に所在

する佐良山古墳群はよく知られており、皿川が流れる狭い平野を見下ろす丘陵に180基以上の古墳がいくつかのまとまりをもって存在している。そのうち津山市最初の学術調査として昭和25(1950)年・昭和26(1951)年にかけて行われた、市史跡中宮1号墳を含む佐良山古墳群の調査は、古墳時代研究の画期を成すものであり、学史的にも重要である。また、これらの古墳には、陶棺(素焼きの焼物で作られた棺桶)が収められる例が多く確認されている。この陶棺は全国出土総数の約半数を美作地域が占めており、古墳時代後期の当地域の大きな特徴となっている。

県史跡岩屋城跡は東西に走る出雲街道を南に見下ろす山上に位置する。山頂に大規模な曲輪を配し、北東斜面には畝状竪堀群を配するなどして守りを固めている。またこの城を巡る戦いの際に、攻め方が築いた南北2.4km、東西1.7kmで総延長8kmを超える土塁が今も残っており、当時の様子を伝える。

史跡津山城跡は慶長9(1604)年、吉井川と宮川の合流点近くの鶴山に、森忠政が約12年の年月をかけて築いた平山城である。山頂の本丸を中心に二の丸、三の丸を階段状に配し、山の大半を石垣で覆い、南を大手、北を搦手とした。天守は5層で石垣からの高さは22mを測る。本丸には櫓31棟、門15棟を連ね、内側に御殿を配していた。二の丸には櫓12棟、門7棟、三の丸には櫓17棟、門11棟が並んでいた。これらの建物は、明治7(1874)年から翌年にかけて撤去されたが、平成16(2004)年本丸に備中櫓が復元され往時をしのぶことができる。

市内に残る中世の建立になる社寺建築は、市重要文化財高野神社隨身門と重要文化財中山神社本殿のみである。高野神社隨身門は本来の屋根の大半を失い、かろうじて江戸末期に建てられた覆屋で保たれているものの、軸部・組物・梁架構などは今なおよく建立当初材を残し、数少ない中世建造物の価値を失っていない。中山神社本殿は、森長継が明暦から寛文にかけて造営した総社本殿・鶴山八幡宮本殿・徳守神社本殿・高野神社本殿という大型本殿の範とされたもので、方三間の入母屋造妻入の身舎正面に、1間の向唐破風の向拝を付す本殿の形式は、中山造とよばれ、津山市にとってその存在は、何ものにも代え難いものである。

森忠政は、意図的といえるほど各宗派の寺院を寺町に集めたため、各種宗派の建造物が遺存することとなり、結果として津山における寺院建築の内容は多彩なものとなっている。

これらのうち、最も古いものは森家の菩提寺としての位置にある重要文化財本源寺本堂である。本堂は禅宗寺院らしく方丈形を基本とするが、正面側に1間半幅の縁を二重にとり、また6室構成とは別に向かって左側に居住空間を作るなど、全体に余裕のある間取りとなっている。

浄土宗・日蓮宗の本堂は、それぞれ県重要文化財泰安寺本堂・同妙法寺本堂がよく知られており、ともに規模が大きく、自宗派の特徴をよく備えている。特にその平面構成や意匠に京都

や奈良の江戸初期における同宗寺院と共通する面を持っており、近畿との交流が宗派的なものにとどまらず、建築そのものに深い関わり合いがあったことを想定させる。

明治になり、明治6（1873）年の廃城令により津山城の取り壊しが決定され、石垣を残してすべての建物が解体・撤去された。この時、二の丸四脚門は中山神社に移築され、往時の姿を今に伝える。城跡は、明治33（1900）年に当時の津山町が公有化を行い、今の鶴山公園が誕生した。

明治31（1898）年、当時の中国鉄道により岡山と津山（現在の津山口駅）との間に鉄道が開通した。昭和11（1936）年に造られた、旧津山扇形機関車庫が津山まなびの鉄道館として活用される等、多くの鉄道関係の施設が今でも使用されている。

明治から昭和にかけての近代化の時期、城下町の中に建てられた建造物は、その多くは失われてしまったが、それらの建造物は建設当時のままで、あるいは本来とは別の用途で使用されながら現在に伝わっている。例えば、椿高下地内に明治33（1900）年に完成した旧岡山県津山中学校本館は重要文化財に指定され、現在も学校施設として利用されており、昭和8（1933）年竣工の登録有形文化財旧津山市庁舎は、昭和57（1982）年まで市庁舎として利用され、その後、津山郷土博物館として利用されている。

昭和20（1945）年の終戦、戦後の復興から高度経済成長へと時代は移り、昭和40（1965）年、建築家の川島甲士により設計された津山文化センターは、社寺建築に見られる斗拱構造が特徴のモダニズム建築であり、耐震補強工事を伴う大規模改修工事を実施し、今後も使い続けていくこととなっている。

| 地 域 名             | 地 区 名                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------|
| 山間地域              | 加茂・阿波                                             |
| 城下町近郊の農村地域        | 東苫田・二宮・院庄・佐良山・田邑・一宮・高田・高倉・清泉・成名・高野・広野・大崎・河辺・勝北・久米 |
| 城下町およびその周辺と街道(鉄道) | 東津山・城東・「城下・城西」・西苫田・福岡                             |

### 山間地域

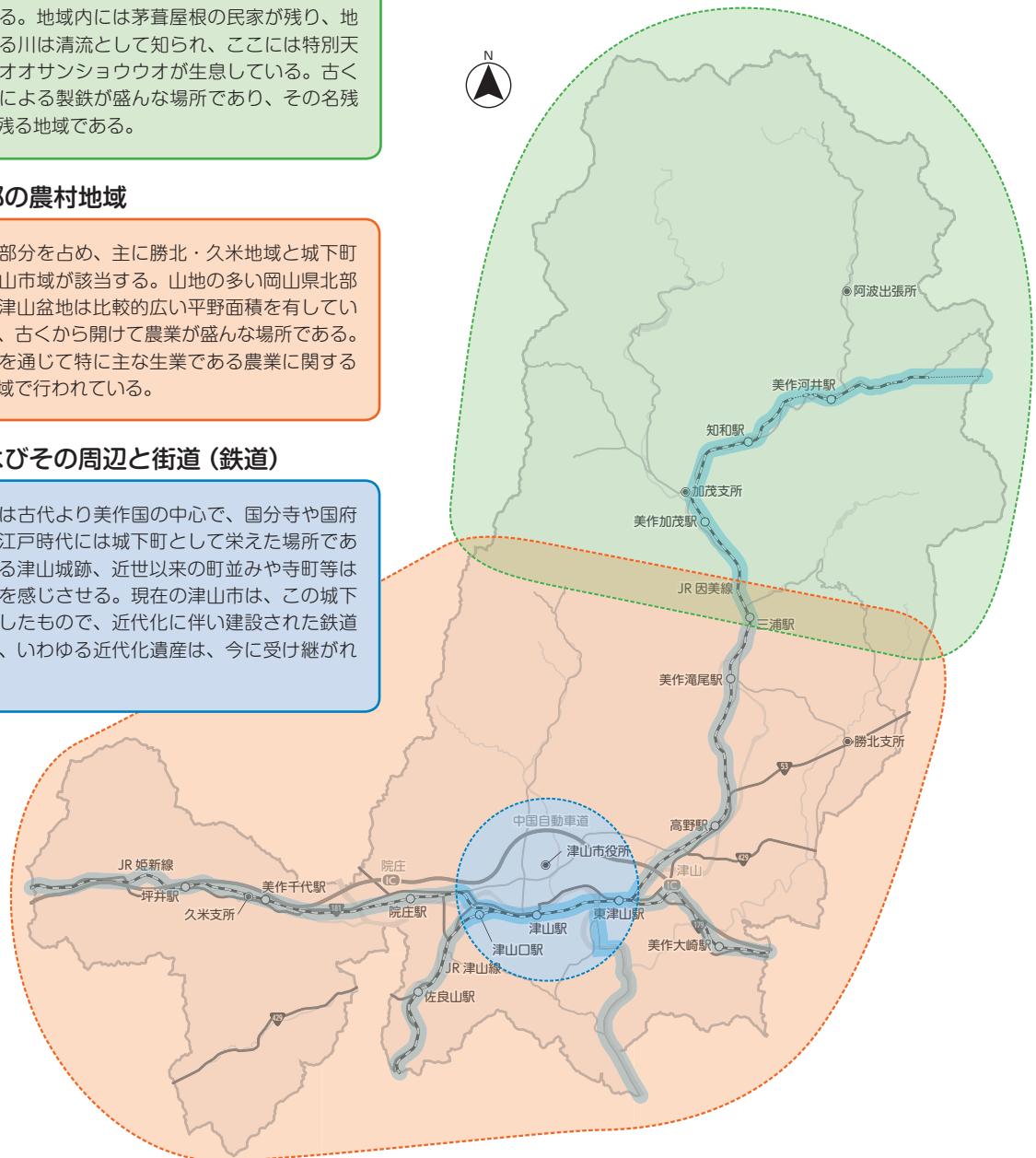
市の北部、主に加茂・阿波地域が該当する。四方を1000m級の山に囲まれており、面積の9割以上が森林を占めている。地域内には茅葺屋根の民家残り、地域内を流れる川は清流として知られ、ここには特別天然記念物のオオサンショウウオが生息している。古くからたたねによる製鉄が盛んな場所であり、その名残が地形等に残る地域である。

### 城下町近郊の農村地域

市域の大部分を占め、主に勝北・久米地域と城下町を除く旧津山市域が該当する。山地の多い岡山県北部において、津山盆地は比較的広い平野面積を有していることから、古くから開けて農業が盛んな場所である。今でも年間を通じて特に主な生業である農業に関する祭りが、地域で行われている。

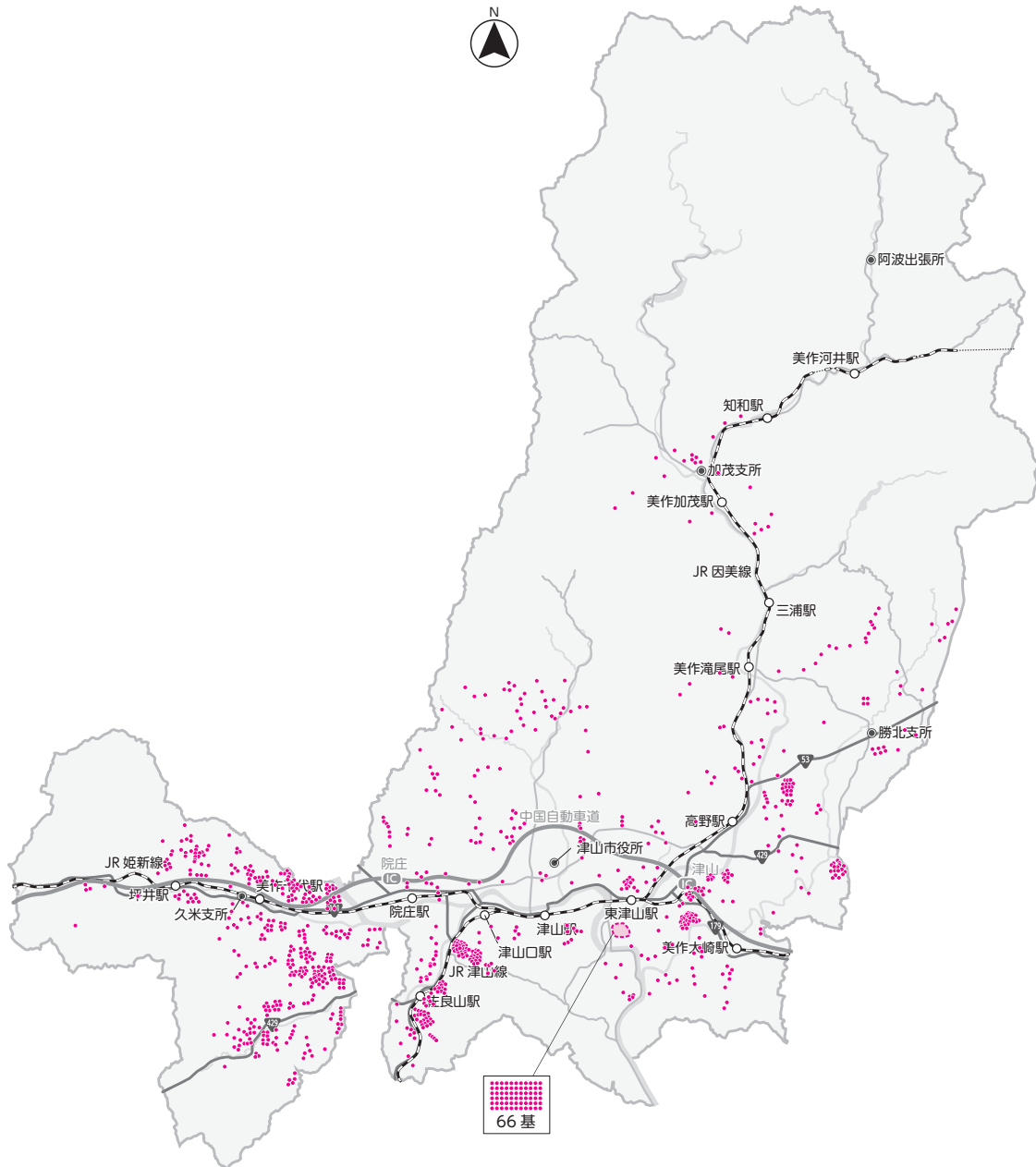
### 城下町およびその周辺と街道(鉄道)

この地域は古代より美作国の中心で、国分寺や国府がおかれ、江戸時代には城下町として栄えた場所である。今に残る津山城跡、近世以来の町並みや寺町等は当時の繁栄を感じさせる。現在の津山市は、この城下町から発展したもので、近代化に伴い建設された鉄道施設などの、いわゆる近代化遺産は、今に受け継がれている。



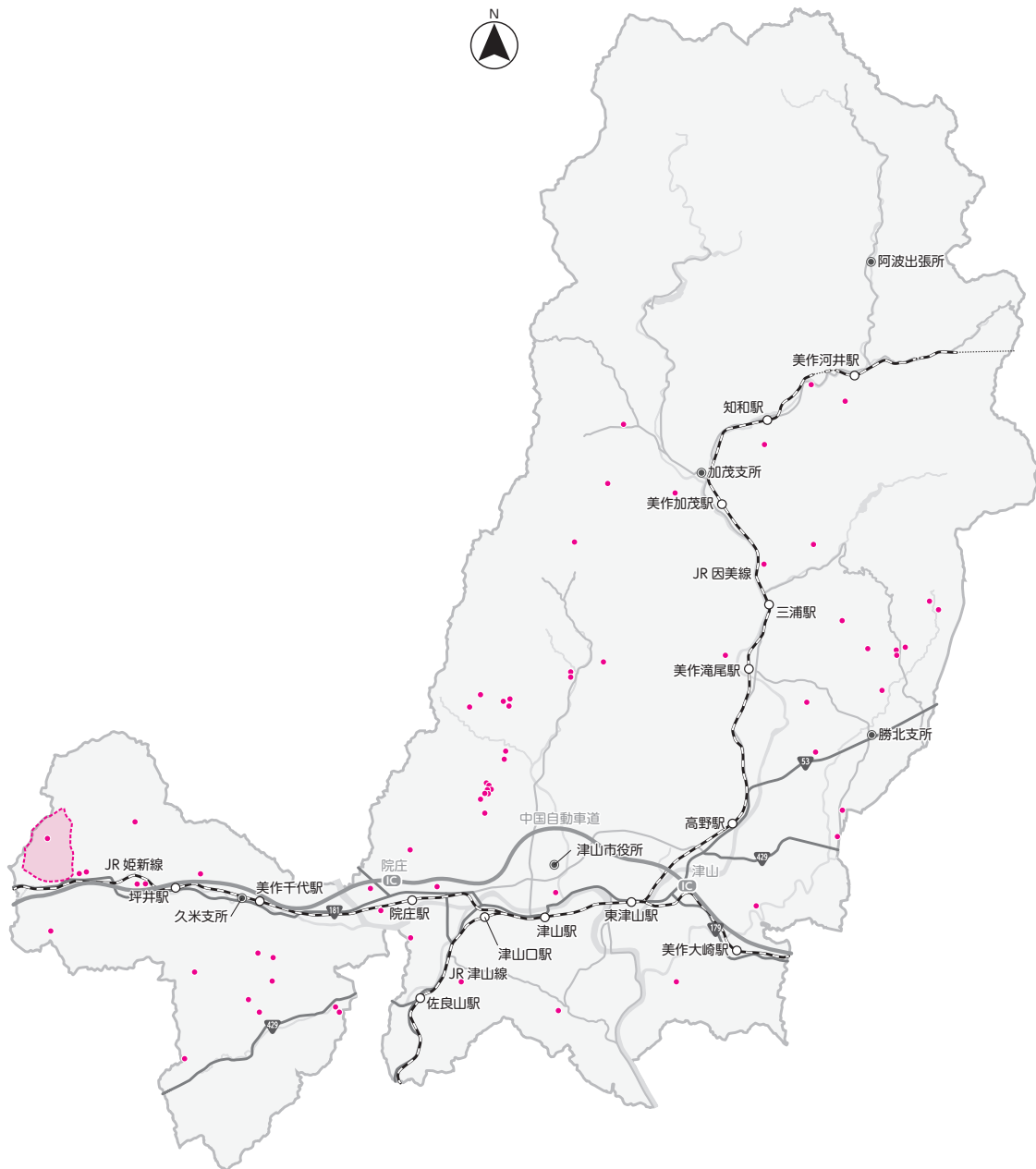
文化財の概要(地域的な整理を行ったもの)

## 古墳分布図



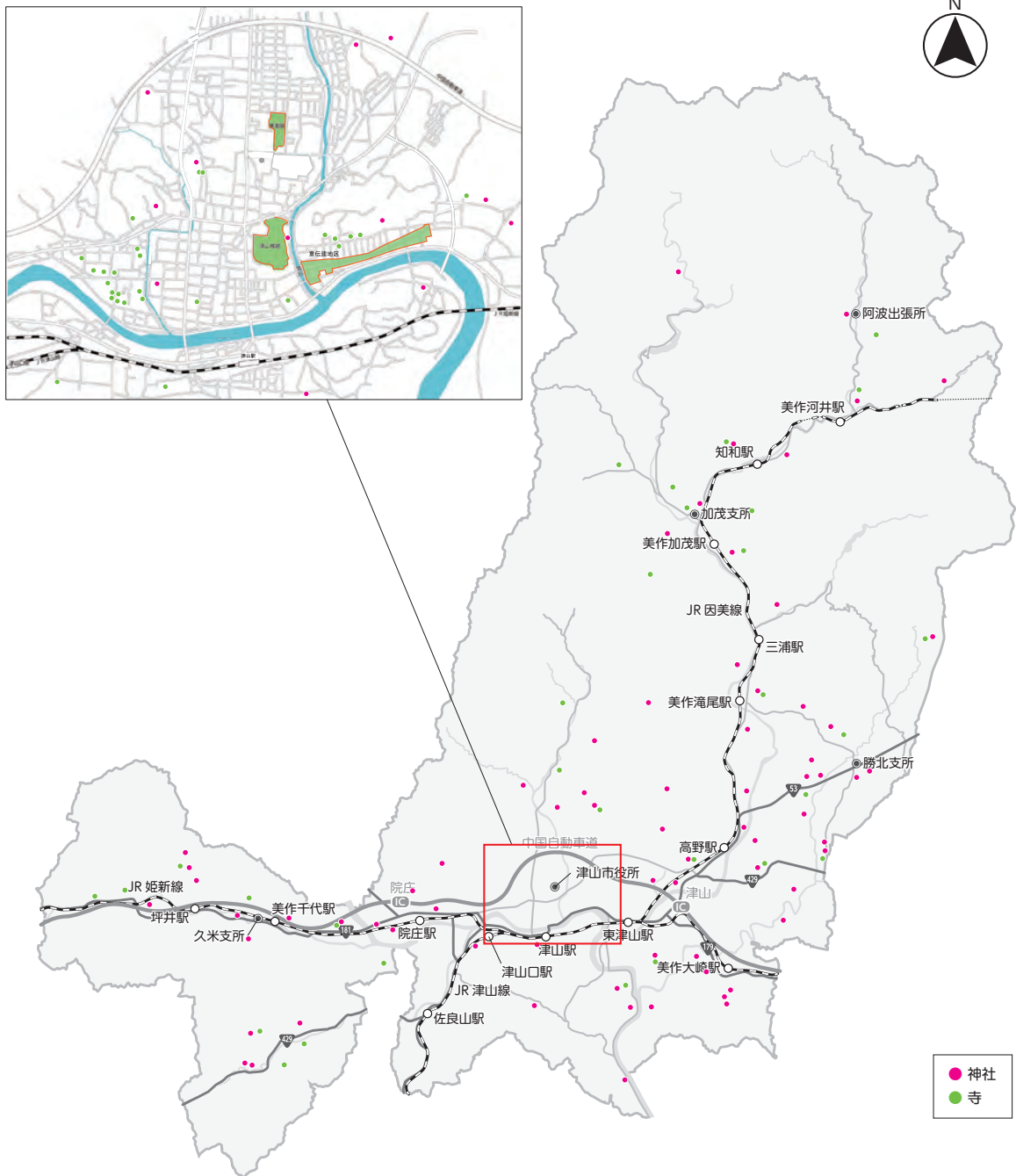
岡山県古代吉備文化財センター編『改訂岡山県遺跡地図（第7分冊 津山地区）』岡山県教育委員会 2003  
岡山県古代吉備文化財センター編『改訂岡山県遺跡地図（第8分冊 勝英地区）』岡山県教育委員会 2003  
から抜粋した。

## 城跡分布図



岡山県古代吉備文化財センター編『改訂岡山県遺跡地図（第7分冊 津山地区）』岡山県教育委員会 2003  
岡山県古代吉備文化財センター編『改訂岡山県遺跡地図（第8分冊 勝英地区）』岡山県教育委員会 2003  
から抜粋した。

## 社寺分布図



奈良文化財研究所編『津山の社寺建築』津山市教育委員会 1988  
 加茂町誌編纂委員会編『加茂町誌本編』加茂町 1975  
 村制施行百周年記念事業実行委員会村誌編纂部会編『阿波村誌』阿波村 1993  
 勝北町誌編纂委員会編『勝北町誌』勝北町 1991  
 久米町史編纂委員会編『久米町史』久米町 1984  
 から抜粋した。

## (2) 指定・選定・登録文化財の現状と課題

津山市では、昭和 30 (1955) 年に津山市文化財保護条例が制定された。平成 30 (2018) 年 5 月現在で、218 件 (国指定・選定 20 件・県指定 32 件・市指定 154 件・国登録 12 件) が指定等されている。平成元 (1989) 年 4 月当時、115 件 (国指定・選定 13 件・県指定 12 件・市指定 90 件) の指定等がなされていたため、30 年で指定等の件数が約 2 倍に増加している。

以下、文化財の類型ごとに現状と課題をまとめておく。

指定文化財等一覧表

(件)

| 類 型     |         | 国指定<br>選定 | 岡山県<br>指定等 | 津山市<br>指定等 | 国登録 | 岡山県<br>登録 | 津山市<br>登録 | 合 計 |
|---------|---------|-----------|------------|------------|-----|-----------|-----------|-----|
| 有形文化財   | 建 造 物   | 6         | 9          | 25         | 11  | 0         | 0         | 50  |
|         | 美術工芸品   | 4         | 8          | 39         | 0   | 0         | 0         | 52  |
| 無形文化財   |         | 0         | 3          | 1          | 0   | 0         | 0         | 4   |
| 民俗文化財   | 有形民俗文化財 | 1         | 1          | 5          | 0   | 0         | 0         | 7   |
|         | 無形民俗文化財 | 0         | 3          | 0          | 0   | 0         | 0         | 3   |
| 記 念 物   | 史 跡     | 6         | 7          | 54         | 0   | 0         | 0         | 67  |
|         | 名 勝     | 1         | 0          | 1          | 1   | 0         | 0         | 3   |
|         | 天然記念物   | 1         | 1          | 29         | 0   | 0         | 0         | 31  |
| 文化的景観   |         | 0         | 0          | 0          | 0   | 0         | 0         | 0   |
| 伝統的建造物群 |         | 1         | 0          | 0          | 0   | 0         | 0         | 1   |
| 合 計     |         | 20        | 32         | 154        | 12  | 0         | 0         | 218 |

### 有形文化財

指定の内訳は国指定 10 件、県指定 17 件、市指定 64 件の合計 91 件である。その内訳は、建造物 39 件、美術工芸品 52 件であり、津山市内の指定文化財の 4 割強をしめている。ただ、市内においては行われているが、十分とは言えない状況であるため、今後の調査状況により指定件数が増加することが予想される。



重要文化財中山神社本殿

### 無形文化財

指定の内訳は県指定 3 件、市指定 1 件の合計 4 件の指定である。地域に伝わる芸能・工芸技術の把握が十分でないためか、指定件数が極めて少ない。

## 民俗文化財

指定の内訳は国指定1件、県指定4件、市指定5件の合計10件である。その内訳は、有形民俗文化財7件、無形民俗文化財3件である。指定の多くが、祭りと祭りに使われる神輿やだんじりであることに特徴がある。



重要有形民俗文化財田熊の舞台

## 記念物

指定の内訳は国指定8件、県指定8件、市指定84件の合計100件である。そのうち約半数の67件が史跡での指定である。名勝は2件のみの指定であり、天然記念物についても直近30年で6件の指定にとどまっている。これは、特に自然的な風致景観や動植物・地質鉱物に関する専門職員の不在の影響が考えられる。



名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）

## 文化的景観

平成17（2005）年に新たに設けられた比較的新しい文化財の類型であることもあり、本地域計画作成段階では、調査は行われていない。そのため、選定されている景観はない。

## 伝統的建造物群

選定の内訳は国選定1件である。さらに選定に向けて調査実施中の地区が1件ある。



城東重要伝統的建造物群保存地区

### 登録文化財

内訳は、登録有形文化財 11 件、登録記念物 1 件の合計 12 件である。指定による保護が困難なものに関して、緩やかな規制による保護を目的とするこの制度による登録は、今後増加していくことが予想される。



登録有形文化財森本慶三記念館（旧津山基督教図書館）

### （３）指定・選定・登録文化財の所在する地域的な状況と課題

平成 17（2005）年に津山市と加茂町、阿波村、勝北町および久米町が合併をして新たな津山市となった。合併前の各市町村それぞれの指定基準で指定されてきたため、一概には言えないものの、城下町を中心とした旧津山市中心部および合併をした旧町村での指定件数が多いという傾向がみられる。これについては、先に述べた当時の各自治体での指定に関する考え方や地域の実情の違いに加えて、城下とその周辺に文化財が集中していることが一つの要因と考えられるが、今一度、調査方針、学術的価値づけに偏りがいないか等を検討する必要がある。



## (4) 指定・選定・登録文化財の時代別の状況

指定・選定・登録文化財（天然記念物や一部の名勝を除く）の時代別の割合をみると、先史22%、古代4%、中世14%、近世47%、近代以降13%となっており、約半数を近世が占める。

これについては、指定文化財が旧城下町を中心とした地域に多く所在していることが要因と考えられるが、専門職員の配置状況、つまり近世の専門職員は配置されているが、古代・中世の専門職員が不在のため、結果として近世を主な対象として調査研究が行われてきたことの影響も考えられる。先史が比較的多いことについては、指定の多くが遺跡等の記念物指定と有形文化財としての考古遺物の指定によるものであることを考えると、考古学の専門職員は配置されており、この分野の調査や研究が積極的に行われていることが要因であると考えられる。

## (5) 未指定文化財の現状と課題

ここでは、本計画作成に伴い実施した文化財の把握調査について、文化財の類型ごとに調査の現状と課題をまとめた。

なお、把握した未指定文化財の一覧表については巻末の資料編に掲載した。

### 有形文化財

#### 1) 建造物

建造物は、今回の調査で780件を把握しており、そのうち勝北地区の件数が突出しているが、これについては、地域住民等が積極的に五輪塔、宝篋印塔、板碑、石仏等の石造物の調査を行ってきていることが挙げられる。それを除けば、比較的均一な物件の把握が行われている。

近代より前の建造物で大部分をしめる社寺建築については、奈良文化財研究所により調査が行われ「津山の社寺建築」としてまとめられている。加茂、阿波、勝北および久米地区においては、町史・村史作成に伴い建造物の調査が行われた。

近代以降の建造物については、岡山県により「岡山県の近代化遺産総合調査」や「岡山県近代和風建築総合調査」が行われている。ただ、特に昭和期以降の建造物については、価値づけも含めて調査が行われていないことが課題である。

未指定文化財等一覧表

(件)

| 類 型     |         |       |
|---------|---------|-------|
| 有形文化財   | 建 造 物   | 780   |
|         | 美術工芸品   | 383   |
| 無形文化財   |         | 18    |
| 民俗文化財   | 有形民俗文化財 | 102   |
|         | 無形民俗文化財 | 372   |
| 記 念 物   | 史 跡     | 284   |
|         | 名 勝     | 47    |
|         | 天然記念物   | 61    |
| 文化的景観   |         | 15    |
| 伝統的建造物群 |         | 5     |
| そ の 他   |         | 315   |
| 合 計     |         | 2,382 |

注 博物館などの収蔵資料は含まない

次に、石造物に関する調査は、先述のとおり勝北地区で積極的な調査が行われている一方で、旧津山市域では、十分な調査が行われていない。加茂、阿波および久米地区においては、町史・村史作成等に伴い調査が行われている。

このように、建造物分野では、社寺建築以外の調査が不十分であることが課題であるが、現在、津山市史を作成中であり、それに伴い、この分野での調査も行われている。



県重要文化財新野東の宝篋印塔

## 2) 美術工芸品

加茂、阿波、勝北および久米地区においては、町史・村史作成に伴い調査が行われているものの、対象が古文書に限られている傾向がある。これについては、調査によってその他の文化財が存在しないことを把握したのではなく、存在しても個人所有のものが多く、調査が及ばなかった可能性がある。旧津山市域においては、津山郷土博物館と津山洋学資料館の資料収集により、約 11 万点の資料を保管しているため、ある程度の調査や資料収集は行われているが、特に絵画、彫刻、工芸品については市内全域を対象とした総合的な調査が行われていないことが課題である。

### 無形文化財（芸能・工芸技術）

伝統的技術に関する調査としては、岡山県により「岡山県の諸職関係民俗文化財調査」が過去に実施されている。また、加茂、阿波、勝北および久米地区においては、町史・村史作成に伴いある程度調査が行われている。ただ、それらの調査後その技術などが継続しているか等の追跡調査は行っていないため、現状の把握が不十分である。また、芸能については指定・未指定を問わず、その有無を含めて把握できていない。

### 民俗文化財

#### 1) 有形民俗文化財

民俗資料は、津山弥生の里文化財センター、加茂町歴史民俗資料館、勝北歴史民俗資料館および久米歴史民俗資料館・民具館において約 8,000 点の民俗資料を収集、保管および展示を行い保存と活用を行っている。今回の調査とは別に、現在、新修津山市史民俗編を作成中であ



津山弥生の里文化財センター民俗資料収蔵庫

りそれに伴い、調査および研究を行っている。その結果を待つて再度この分野の保存活用について検討する必要がある。

## 2) 無形民俗文化財

今回の調査で拾い上げた無形民俗文化財に関しては、現在の状況を把握していないものがあり、存続しているか否かの確認が必要なものが複数存在しているのが課題である。先述のとおり新修津山市史に伴う調査研究結果をもって、再度、この分野についても保存活用について検討する必要がある。

### 記念物

#### 1) 史跡地

基本的に一定程度の調査が行われている。

#### 2) 名勝地

この分野については、市町村史作成に伴いある程度の調査が行われていると思われるが、把握している文化財は極めて少数であり、再調査の必要があるとともに、自然系の専門職員が不在であることから、専門家を交えた価値判断なども必要となってくる。

#### 3) 植物、動物、地質・鉱物

基本的に名勝地と同様の状況であり、また、植物に偏った把握がなされている（61 件の把握のうち 57 件）状況があり、価値判断の基準も含め再検討が必要である。

### 文化的景観

15 件を把握しているが、文化的景観の定義に基づく調査で把握したものではない。今後は、文化的景観の概念を正確に把握したうえで、全市的な調査が必要である。

### 伝統的建造物群

概ね調査は行われ概要は把握できている。城下・城西地域では、詳細な調査が実施されている。

### 埋蔵文化財

市内の埋蔵文化財分布調査は終了しているが、埋蔵文化財はその性格上、開発行為等により発見される場合があるので注意が必要である。

#### 選定保存技術

津山市内に文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能の有無やそれらが保存の処置を講ずる必要があるのかについて、把握ができていないため、技術等が失われる前に早急な調査および措置が必要である。

#### その他

歌、昔話、店、食べ物、地名、方言等の文化財の類型にあてはまらないものをここで取り上げている。ここで取りあげたものの扱いについては、本計画期間内に制度化を目指す。

# 第3章 津山市の歴史文化の特徴

## 日本最西端の内陸国

津山市の所在する美作国は、東は播磨（兵庫県）、南は備前・備中（岡山県）、北は因幡・伯耆（鳥取県）に囲まれている、国全体が海に面しない内陸の山間地で、山々の間に盆地が点在している。

国全体が山間部であるため、「続日本紀」に、政府に収める税等の輸送が極めて困難であるため、米の代わりに輸送しやすい綿や鉄を納めることを許可する申し出をし、認められたとの記述があるように、物流の困難さは内陸国ならではの悩みであった。

産業については、農業が全般的に地理的な制限を受け耕地に恵まれず、土地生産性も高くなかったため、生活手段として林業や牧畜、製鉄業（たたらによる）等が、発達した。

このように地勢的な制限を受けながらも、それを何とか克服しようとする人々の営みによって、美作国の歴史文化が形成されており、岡山県内はもとより、特に美作国以西には内陸国は存在しないことから、西日本においても独特の歴史文化を形成して今日に至っている。

### 01 自然とともに生きる（中国地方最大の盆地の豊かな自然とともに育まれてきたまち）

中国山地は、山頂が標高 1,000m ～ 1,200m 程度で、谷底から見る山腹傾斜は急であるが、山頂はなだらかで丸みを帯びている。脊梁山地としては高さや起伏において際立った存在ではないが、自然・社会・文化の上で山陽と山陰を分ける役割を果たしている。

津山盆地は、東西約 30km、南北は最大で約 15km あり、面積は約 300km<sup>2</sup> で津山市、奈義町、勝央町の大部分と美作市、鏡野町、美咲町の一部区域を含んでいる。

中国山地には、花崗岩地帯が広がり、江戸時代、中国山地を中心とした地域は、鉄の産地として全国生産の 6 割を占めていたといわれる。砂鉄の採取は、花崗岩の風化土を削り取り、それを人工水路に流し、砂鉄を沈殿させて行われた。これを鉄穴流しといい、津山市加茂地域では、その鉄穴流しが盛んに行われていた。このため、花崗岩の山は大きく削り取られ、その痕跡は今でも確認することができる。

津山盆地の南縁は、標高 300m 程度の山地となっており、津山盆地の南に連座する神南備山付近の凝灰角礫岩が分布しており、この岩は通称「津山石」といわれ、津山城の石垣や城下町建設でも用いられた。



神南備山からの展望

また、中国山地の地形によって風向・風速がかなり左右されており、その典型的な例が津山市東部や奈義町を中心とした、那岐山の南麓一帯に起こる強い局地風の広戸風である。この広戸風が吹く地域では、宅地の防風林を配している家が多くみられ、独特の景観を有している。

農村では、四季を通じた農作業を暮らしの基本としていた。季節ごとの農作業やその準備作業は、農村の行事とも結びつき、景観・風土や産品とも相まって、農村独特の文化を形成してきた。特に祭りは、地域ごとに今も引き継がれてきており、これらの祭りは暮らしに密着した農村文化である。

## 02 悠久の歴史と文化のふるさと (古代から現在にいたる時代の変遷がたどれるまち)

和銅6(713)年に備前北部の6郡を割いて美作国が設置された。その美作国の重要な施設が配された場所が津山盆地であった。美作国府は、宮川右岸の段丘上の総社地内におかれ、数次にわたる発掘調査により建物の配置などがわかってきている。美作国分寺は吉井川の河岸段丘上の国分寺地内におかれた。美作の一宮である中山神社は、現在の市街地を流れる宮川をさかのぼり、鵜ノ羽川のほとりに位置している。永禄2(1559)年建立とされる本殿は、いわゆる「中山造」とよばれる、美作独特の建築様式であり、中山造の建築は市内を中心として今も多くが残る。中世には、美作の中心地は、現在の市街地の西端の院庄の地にうつり、史跡院庄館跡(児島高德伝説地)が守護館跡であるとされている。江戸時代に入り、現在の中心市街地に位置し吉井川と宮川の合流地点近くの鶴山に津山城を築き、あわせて、城を中心に東西に細長い城下町を作っていた。明治に入り、津山城は石垣を残してすべての建物が取り壊されたが、現在も都市公園鶴山公園として市民の憩いの場として利用されている。城下町については城の東側の城東地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的な町並みを活かした取組みがなされている。明治期以降の遺産は近年「近代化遺産」として注目されており、旧津山扇形機関車庫、転車台のように現在も活用されながら保存されているものも多く残っている。

このように津山市域は、それぞれの時代ごとの岡山県北部の中心地として、様々な施設が建設され、歴史文化が育まれていった。また、第二次世界大戦での戦災を受けなかったため多くの文化財があり、古代から現在に至る時代の変遷を体感することができる。その一例として、「立石家」に関連する文化財群は、よく知られている。

### 03 歴史と文化の交差点（河川と街道を通じた交流）

高瀬舟は、船底が浅く平らなことが特徴の川船で、これにより水深の浅い川でも運用ができ、津山では、物資運搬において主要な役割を果たした。吉井川の高瀬舟は、最盛期には箱（鏡野町）まで、加茂川では加茂町塔中まで上がっていたが、江戸から明治にかけての期間を通して運行されたのは津山までである。津山での高瀬舟の発着場は、東は百間堤



市街地を流れる吉井川

（東新町）、西は明石屋淵（安岡町）、そしてその中間の船頭町付近にあった。発着場に集められた物資は、瀬戸内沿岸まで運ばれた。帰りは、津山で必要な物資を船に乗せて川をさかのぼった。高瀬舟は江戸時代、森・松平両藩のもと発展し、明治に入りいっそうの隆盛を見せるが、明治30年代に入り次第に衰退していき、中国鉄道の開通とともに役割を終えた。

山陽道と山陰道との中間にある美作国は、それらを結ぶ道をはじめ各地へ通じる道があった。その中でも出雲街道は、古代に畿内と出雲とを結ぶ官道で、いくつもの峠を直進する形で整備されていた。江戸時代に入り五街道に次ぐ重要な街道と位置付けられ、要所には宿場が置かれ、宿場町と呼ばれる町が形成された。市内では津山と坪井に宿場がおかれていた。その他、岡山と津山を結ぶ津山往来なども整備された。

これらの河川交通や街道は、人や物を運ぶだけでなく文化の伝播の役割を果たした。森・松平による茶の湯文化とそれに伴う和菓子文化は好例である。

江戸時代末から明治初めにかけて、津山藩からは日本の近代化に貢献した優れた洋学者を多く輩出した。彼らは江戸を舞台に活躍したが、津山にもその足跡を残している。一方で、彼らの活躍に影響を受けて洋学を学び、地域の医療や教育に尽した人物もあり、各地にゆかりの史跡や資料が残されている。

### 04 江戸の面影を残す津山城下町（津山城跡と城下町の景観）

慶長8（1603）年、森忠政が入国し、東西の寺町、職人町をはじめ、現在も続く城下町や文化の基礎を築いた。元禄11（1698）年、森家にかわり入国した松平家は、徳川家康の次男結城秀康を祖とする越前松平家であり、徳川家の中でも御家門筆頭に近い扱いをされるほど非常に

家格が高く、津山の文化の発展だけでなく作州人の気質等にも大きな影響を与えた。

明治以降の近代化の時代には、鉄道、教育、医療等様々な整備が進められた。これらの整備は、これまでの城下町の都市構造や文化を守りながら行われ、継続的、重層的、一体的に歴史的風致を高めていくことになった。

地形をみると、津山はどの方向を見ても背景に緑の山があり、中国山地、小丘や田園、宅地内の緑や街路樹等の近景の緑により、緑の三重構造が視界に映し出される。また、吉井川、宮川、加茂川、皿川等の河川や水際景観は豊かで、盆地内の多くの丘陵地やため池とともに多様な景観を創出し、他都市にはみられない極めて「津山らしい」景観を形成している。

城下町は、今日に至るまで、戦災をはじめとする大きな火災に遭わなかったことから、現在も、城下町の都市構造（鍵の手状の曲がり等を含む城下町特有の通り、職人町等の町割り）や歴史遺産（城跡、町家、武家屋敷、寺社群や、それらが一体となった町並み）が数多く残る。このようなまちを舞台に、人々の暮らしの中に、津山だんじり、寺院群、出雲街道周辺をはじめとする伝統を伝える多様な文化、伝統産業等の技術が伝えられてきた。

津山は、歴史的な町並み、区画された通り、盆地を取り囲む山々、町を流れる川など、都市構造や自然環境の中で、長い年月の間、歴史と伝統・文化・技術の大切さを知り、それを重んじる人々の活動によって脈々と伝承され、それが今も続き、さらに新たに創り出されているまちである。

## 05 今に伝わる津山の近代化

明治に入り、美作国は明治4（1871）年の廃藩置県により、津山県や鶴田県など10県となり、同じ年には10県をまとめて北条県となり、津山には、津山・北条両県の県庁がおかれた。明治9（1876）年には、岡山県に合併をしたため、政治の中心は岡山市へ移っていく。明治31（1898）年、当時の中国鉄道により岡山市駅と津山駅（現在の津山口駅）との間に鉄道が開通し、高瀬舟や江戸時代か



旧津山扇形機関車庫と転車台

らの街道に代わって、人と物の運搬の主流となっていく。昭和11（1936）年に造られ、現存施設では、京都の梅小路機関車庫に次ぐ全国2番目の規模である旧津山扇形機関車庫をはじめと

して多くの鉄道関係の施設が残っており、今でも使用されている。また、明治から昭和にかけての近代化の時期、城下町の中に建てられた建造物は、その多くは失われてしまったが、残された建造物は建設当時のままで、あるいは本来とは別の用途で使用されながら現在に伝わっている。例えば椿高下地内に明治 33 (1900) 年に完成した、重要文化財岡山県立津山高等学校 (旧岡山県津山中学校) 本館は現在も現役の学校施設として利用されている。